

○戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月21日

条例第31号

改正 平成28年6月30日条例第24号

平成28年9月30日条例第33号

平成29年6月26日条例第17号

平成30年10月3日条例第30号

令和元年10月1日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とす

る。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行す

る。

(準備行為)

- 2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

附 則 (平成28年条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

附 則 (平成29年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

附 則 (令和元年条例第23号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
----	----

1	市長	重度障害者等福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3	市長	身体障害者等の補装具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4	市長	精神障害者通院医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5	市長	障害者移動支援事業に係る利用料の免除に関する事務であって規則で定めるもの
6	市長	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7	市長	介護保険サービスに係る利用者特例助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8	市長	延長保育事業に関する事務であって規則で定めるもの
9	教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
10	教育委員会	奨学資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
11	教育委員会	入学準備金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
12	教育委員会	特別支援教育就学奨励費に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	重度障害者等福祉金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉

		法（昭和35年法律第37号）に いう知的障害者に関する情報（以 下「障害者関係情報」という。） であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第1 44号）による保護の実施又は就 労自立給付金の支給に関する情 報（以下「生活保護関係情報」と いう。）であって規則で定めるも の
		地方税法（昭和25年法律第22 6号）その他の地方税に関する法 律に基づく条例の規定により算 定した税額、その算定の基礎とな る事項又はその徴収に関する情 報（以下「地方税関係情報」とい う。）であって規則で定めるもの
		難病の患者に対する医療等に関 する法律（平成26年法律第50 号）による特定医療費の支給に関 する情報であって規則で定める もの
2 市長	重度心身障害者医療費の支給 に関する事務であって規則で 定めるもの	障害者関係情報であって規則で 定めるもの
		生活保護関係情報であって規則 で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で 定めるもの
		医療保険各法又は高齢者の医療 の確保に関する法律（昭和57年 法律第80号）による医療に関す

		る給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	身体障害者等の補装具費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	精神障害者通院医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	障害者移動支援事業に係る利用料の免除に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		<p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>重度心身障害者医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
7 市長	<p>介護保険サービスに係る利用者特例助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
8 市長	<p>延長保育事業に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
9 市長	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調</p>	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>

	査（犯則事件の調査を含む。） に関する事務であって規則で定めるもの	
1 0 市長	国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 1 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第 3（第 5 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
			就学援助に関する情報であって規則で定めるもの



2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	奨学資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	もの		住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	入学準備金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	特別支援教育就学奨励費に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの